

(別記様式第 1 号)

(様式 3)

|        |         |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 5 年度 |
| 計画主体   | 宇検村     |

## 宇検村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 産業振興課  
所 在 地 大島郡宇検村湯湾 915  
電 話 番 号 0997-67-2215  
F A X 番 号 0997-67-2987  
メールアドレス sanshin@vill.uken.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |             |
|------|-------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ・カラス    |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度 |
| 対象地域 | 宇検村全域       |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

| 鳥獣の種類 | 品 目          | 被害の現状     |           |
|-------|--------------|-----------|-----------|
|       |              | 被害数値      |           |
|       |              | 被害金額 (千円) | 被害面積 (ha) |
| イノシシ  | 工芸作物 (サトウキビ) | 1,261     | 1.61      |
|       | いも類 (さつまいも)  | 84        | 0.15      |
|       | 飼料作物 (牧草等)   | 130       | 0.22      |
|       | 野菜 (かぼちゃ等)   | 139       | 0.13      |
|       | 果樹 (たんかん)    | 574       | 0.17      |
|       | その他 (津野輝)    | 0.08      | 0.14      |
|       | 合計           | 2,188     | 2.41      |
| カラス   | 果樹 (たんかん等)   | 188       | 0.08      |
|       | 合計           | 2,376     | 2.49      |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

|                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イノシシについては、被害は減少傾向である。<br>しかし、台風や豪雨災害等が起こると山の中の餌が無くなり農地等への被害が多くなる傾向である。<br>カラスについては、田検・阿室校区にてたんかん等の収穫時期に被害が増加する傾向である。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

(単位: 千円・ha)

| 指標   | 現状値 (令和4年度) |      | 目標値 (令和8年度) |      |
|------|-------------|------|-------------|------|
|      | 被害金額        | 被害面積 | 被害金額        | 被害面積 |
| イノシシ | 2,188       | 2.41 | 1,550       | 2.25 |

|     |       |      |       |      |
|-----|-------|------|-------|------|
| カラス | 188   | 0.08 | 131.6 | 0.05 |
| 合 計 | 2,376 | 2.49 | 1,670 | 2.3  |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策                                                                                                                                                                                                                                | 課題                                                                   |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 捕獲等に関する取組     | <p>民間実施隊により捕獲や追い払い等について強化してきた。</p> <p>被害報告があった際は実施隊に伝え迅速な捕獲活動を行った。</p> <p>村捕獲報奨金や緊急捕獲等対策事業を行った。</p> <p>鳥獣被害対策実践事業を活用し、捕獲機材等を導入</p> <p>R2:箱わな(大)2基<br/>アニマルセンサー1台<br/>害獣撃退器マルチバスター1台</p> <p>R3:箱わな(大)14基<br/>カラス捕獲器1基</p> <p>R4:センサーカメラ8機</p> | <p>捕獲従事者は現在増加している状況である。高齢化が著しい状態にある。また若手従事者は経験年数が浅く捕獲について容易ではない。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>R2 年度鳥獣被害対策実践事業(侵入防止柵 541.8m)</p> <p>R3 年度鳥獣被害対策実践事業(侵入防止柵 1,130m)</p> <p>R4 年度鳥獣被害対策実践事業(侵入防止柵 477m)</p>                                                                                                                                 | <p>圃場の隣接箇所は適正な管理が行われているが、管理不足の地区も見られるので、維持管理を徹底する</p>                |
| 生息環境管理その他の取組  | <p>水土里サークル等で荒廃農地等の草刈りを行い生息環境管理している。</p>                                                                                                                                                                                                      | <p>高齢化により荒廃農地の増加により、生息環境管理が難しい現状がある。</p>                             |

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

宇検村鳥獣被害防止総合対策協議会を中心に捕獲従事者の確保や育成、捕獲技術の向上を図るほか、被害地区については実施隊の活動により侵入経路の調査や捕獲及び追払いを行う。  
ICT 捕獲機材の導入や、GIS の活用により侵入経路等の可視化に取り組む。  
捕獲従事者の確保と育成に取り組む。  
鳥獣被害防止の地域における意識向上。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

宇検村猟友会及び実施隊が捕獲を実施。  
(猟友会捕獲従事者 33 人 うち実施隊 3 人)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
  - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度      | 対象鳥獣        | 取組内容                                                      |
|---------|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 令和 6 年度 | イノシシ<br>カラス | 現在も行っている捕獲報奨金の取組を継続し、緊急捕獲対策に取り組む。<br>効率的な捕獲方法の検討及び研修会の実施。 |
| 令和 7 年度 | イノシシ<br>カラス | 捕獲報奨金の取組を継続し、緊急捕獲対策に取り組む。<br>効率的な捕獲方法の検討及び研修会の実施          |

|         |             |                                                  |
|---------|-------------|--------------------------------------------------|
| 令和 8 年度 | イノシシ<br>カラス | 捕獲報奨金の取組を継続し、緊急捕獲対策に取り組む。<br>罠いわなの設置及び適正管理を指導する。 |
|---------|-------------|--------------------------------------------------|

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |                                                                                         |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ・イノシシ         | 過去 3 年間の捕獲実績は令和 2 年度 148 頭、令和 3 年度 97 頭、令和 4 年度 145 頭となっている。村の過去の実績により捕獲頭数を年間 150 頭とする。 |
| ・カラス          | 過去 3 年間の捕獲実績は令和 2 年度は 74 羽、令和 3 年度 62 羽、令和 4 年度は 39 羽となっている。市町村の過去の実績により捕獲羽数を 300 羽とする。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等  |         |         |
|------|---------|---------|---------|
|      | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
| イノシシ | 150     | 150     | 150     |
| カラス  | 300     | 300     | 300     |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| イノシシは被害発生予察による計画捕獲を実施することとし、銃器及び箱わな等により捕獲を行う。<br>カラスは、山間部の樹園地を中心に銃器及び捕獲箱により効率的な対策に努める。 |

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容                             |
|---------------------------------------------------------|
| 警戒心のある個体や崖上等では、ライフル銃での捕獲がより効率的なため、ライフル銃所持者 1 人が捕獲活動を行う。 |

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル

銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
|      | 該当なし |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容    |                                  |                                  |
|------|---------|----------------------------------|----------------------------------|
|      | 令和 6 年度 | 令和 7 年度                          | 令和 8 年度                          |
| イノシシ | 無し      | 【国庫事業】<br>金網柵<br>宇検村全域<br>3,000m | 【国庫事業】<br>金網柵<br>宇検村全域<br>3,000m |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容                       |                            |                            |
|------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|      | 令和 6 年度                    | 令和 7 年度                    | 令和 8 年度                    |
| イノシシ | 管理組合や水土里サークル等により草刈り・補修等の管理 | 管理組合や水土里サークル等により草刈り・補修等の管理 | 管理組合や水土里サークル等により草刈り・補修等の管理 |

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度    | 対象鳥獣        | 取組内容                |
|-------|-------------|---------------------|
| 令和6年度 | イノシシ<br>カラス | 緩衝帯の設置及び管理。放任果樹の除去。 |
| 令和7年度 | イノシシ<br>カラス | 緩衝帯の設置及び管理。放任果樹の除去。 |
| 令和8年度 | イノシシ<br>カラス | 緩衝帯の設置及び管理。放任果樹の除去。 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

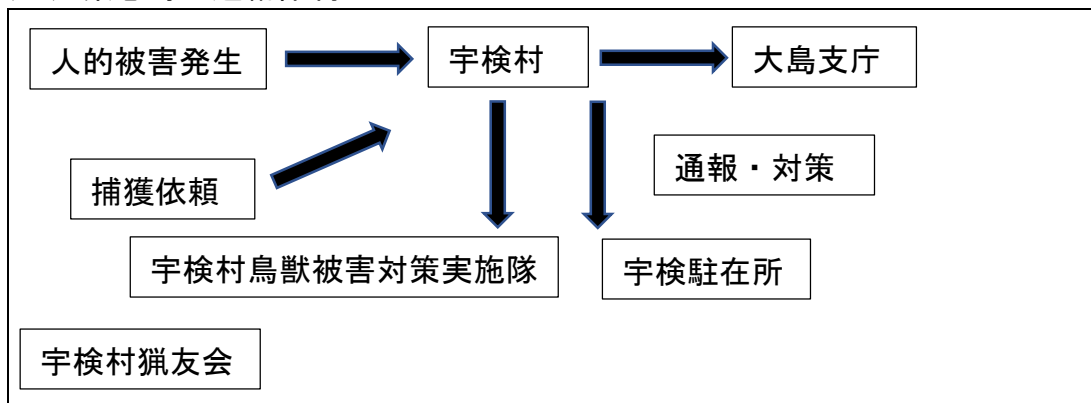
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称     | 役割                                                |
|--------------|---------------------------------------------------|
| 宇検村産業振興課     | ・ 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施<br>・ 関係機関の連絡調整<br>・ 村民に対する周知 |
| 大島支庁         | ・ 関係法令及び被害防止対策の指導及び助言                             |
| 瀬戸内警察署宇検駐在   | 銃器使用における指導及び助言                                    |
| 宇検村鳥獣被害対策実施隊 | ・ 被害発生や出没状況等の情報提供                                 |
| 宇検村猟友会       | ・ 有害鳥獣の捕獲                                         |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



|  |
|--|
|  |
|--|

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|                                 |
|---------------------------------|
| 捕獲等をした現場での埋設<br>イノシシについては、自家消費。 |
|---------------------------------|

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

|                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| 食品                                   | 特になし |
| ペットフード                               | 特になし |
| 皮革                                   | 特になし |
| その他<br>(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | 特になし |

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

|      |
|------|
| 特になし |
|------|

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施



|      |
|------|
| 特になし |
|------|

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称           | 宇検村鳥獣被害防止総合対策協議会                                           |
|------------------|------------------------------------------------------------|
| 構成機関の名称          | 役割                                                         |
| 宇検村産業振興課         | 事務局を担当し、協議会の連絡調整を行う。<br>また被害状況の情報収集、情報提供及び被害対策に関する技術指導を行う。 |
| 農業委員会            | 被害情報の収集、情報提供を行う                                            |
| 宇検村猟友会           | 被害情報の収集、情報提供及び有害鳥獣の捕獲を行う。                                  |
| JA あまみ大島事業本部宇検支所 | 被害状況の情報提供                                                  |
| 区長               | 被害状況の情報提供                                                  |
| 大島支庁農政普及課        | 被害対策等に関する技術指導                                              |

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称    | 役割                                |
|------------|-----------------------------------|
| 県農政部・環境林務部 | 野生生物の管理に関する情報提供。捕獲の新技术に関する情報提供    |
| 大島支庁農林水産部  | 有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供及び技術指導を行う。 |

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|                                             |
|---------------------------------------------|
| 設置日：平成 24 年 3 月 19 日（民間隊員設置：令和 2 年 4 月 1 日） |
|---------------------------------------------|

構成：市町村職員 10 人（うち狩猟免許保持者 3 人）民間隊員 3 人（猟友会）  
活動内容：追い払い活動、捕獲罟の設置、捕獲、被害調査

- （注） 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

宇検村鳥獣被害対策協議会が中心となり、被害対策に関する普及啓発を行う。  
また侵入防止策の設置後、管理組織の地区住民も一体となった対策を実施する。

- （注） 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害に関する情報を関係機関で共有し、効果的な対策を、研修会を通じて普及啓発を図る。

- （注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

| 計画作成年度        | 公表年月日            |
|---------------|------------------|
| 平成 20 年度（1 期） | 平成 21 年 3 月 20 日 |
| 平成 23 年度（2 期） | 平成 25 年 3 月 22 日 |
| 平成 26 年度（3 期） | 平成 27 年 4 月 1 日  |
| 平成 29 年度（4 期） | 平成 30 年 3 月 27 日 |
| 令和 2 年度（5 期）  | 令和 3 年 3 月 31 日  |
| 令和 5 年度（6 期）  | 令和 6 年 3 月       |